

令和 3 年度

蒲 郡 国 際 交 流 協 会 理 事 会

令和3年度 蒲郡国際交流協会理事会次第

【 議 題 】

第1号議案 令和2年度事業報告及び収入支出決算について

第2号議案 役員改選について

第3号議案 令和3年度事業計画及び収入支出予算について

第1号議案

令和2年度蒲郡国際交流協会事業報告

- 1 理事会 書面決議によって実施
総会 中止
〔内容〕
 - ・令和元年度事業報告及び収入支出決算について
 - ・役員改選について
 - ・令和2年度事業計画及び収入支出予算について
 - ・蒲郡国際交流協会会則改正について
 - ・蒲郡国際交流協会補助金交付要領改正について

- 2 多文化共生事業
 - (1) 在住外国人サポート事業
期 間 令和2年4月～令和3年3月（大塚教室、塩津教室、日本語教室）
〔内容〕
 - ◎日本語教室 ※新型コロナウイルスの影響で中止となった月もあり。
 - ◎部内会議（月1回）

 - (2) 第11回蒲郡市日本語スピーチコンテスト
実施日 令和2年10月25日（日）
〔内容〕
 - ◎蒲郡市民会館 東ホール 約120名
 - 市内在住の日本語が母語でない小学生以上の方を対象にスピーチコンテストを実施。小中学生8名、高校生以上一般の部として2名が出場。素晴らしい日本語スピーチを披露。

 - (3) 第11回東三河日本語スピーチコンテスト
実施日 令和3年1月24日（日）
〔内容〕
 - ◎穂の国とよはし芸術劇場 100名
 - 東三河5市在住の日本語が母語でない小学生以上の方を対象に、小中学生の部11名、高校生以上一般の部11名、合計22名の方が出場。蒲郡市からは上記大会優秀者5名が参加。小中学生の部で優秀賞、特別賞を受賞。

 - (4) 情報交換会
実施日 令和3年3月18日（木）
〔内容〕多文化共生部会メンバー、警察、商工会議所、学校関係者、市内在住の外国人などが参加し、各所属の多文化共生に関する取り組みや質疑応答等を行った。

 - (5) 外国人のための税務勉強会

実施日 令和2年8月12日（水）

〔内容〕豊橋税務署の協力のもと、外国人住民を対象に、税の種類や使い道、確定申告の方法等を教えるための勉強会を実施した。

(6) 外国人のための税務相談会

実施日 令和3年2月21日（日）

〔内容〕東海税理士会豊橋支部の協力のもと、通訳スタッフによるサポートを受けながら、扶養に追加や年末調整を受けていない外国人住民が、源泉徴収票などを持参し、申告書の作成を行った。

(7) 日本語能力試験受検料補助

〔内容〕日本語能力試験を受検した団体会員に対して、1社5名分（2,000円×5名分）の補助を行った。

3 友好親善事業

(1) オジヨの英会話教室

実施日 令和2年9月～10月（全6回）

参加者 初級9名、中級・上級12名、計21名

(2) タガログ語教室

秋頃に開催する予定だったが、新型コロナウイルスの緊急事態宣言が発令されたことによって中止となった。

4 広報渉外事業

(1) 機関紙『FRIENDSHIP No.12』発行（12月）

(2) 蒲郡国際交流協会啓発グッズ作成：フリクションマーカー1,000本

5 観光交流事業

・日本観光振興協会 訪日外国人旅行客受入支援事業

昨年に続き2年目の事業として、「一人旅編」「家族旅行編」「ラジオ体操編」の動画を作成。

| (参考) 外国人宿泊人数 (蒲郡市観光商工課データ) 単位：人 | | | | | | |
|---------------------------------|---------|--------|--------|---------|---------|-------|
| 年 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
| 合計 | 103,093 | 90,863 | 94,682 | 142,145 | 152,961 | 9,650 |

令和2年度蒲郡国際交流協会事業報告（月別）

| 月 | 事業内容 | 月 | 事業内容 |
|----|---|-----|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日本語教室中止 | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・オジヨの英会話講座 ・第11回蒲郡市日本語スピーチコンテスト（10月25日） |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日本語教室中止 | 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・理事会（書面決議） ・総会（中止） ・日本語教室 | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・機関紙「FRIENDSHIP NO. 12」発行 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 | 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・第11回東三河日本語スピーチコンテスト（1月26日） |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人のための税務勉強会 | 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・外国人のための税務相談会 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・オジヨの英会話講座 | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 ・多文化共生部会 情報交換会 |

令和2年度国際交流協会収入支出決算書
(収入)

(単位：円)

| 科目 | 予算額 | | | 決算額 | 差引額 | 説明 |
|------------|-----------|-------|-----------|-----------|----------|---|
| | 当初予算額 | 補正流用額 | 現計予算額 | | 決算-予算 | |
| 1 会費 | 616,000 | 0 | 616,000 | 684,000 | 68,000 | 団体会員 (@10,000 × 36団体) 360,000 個人会員 (@2,000 × 162人) 324,000 |
| 2 負担金及び補助金 | 773,000 | 0 | 773,000 | 752,000 | △ 21,000 | 蒲郡市負担金 500,000 日本語学習支援基金助成金 196,000 英会話教室負担金 56,000 |
| 3 諸収入 | 364 | 0 | 364 | 11 | △ 353 | 利息 11 |
| 4 前年度繰越金 | 733,636 | 0 | 733,636 | 733,636 | 0 | 前年度繰越金 733,636 |
| 合計 | 2,123,000 | 0 | 2,123,000 | 2,169,647 | 46,647 | |

(支出)

(単位：円)

| 科目 | 予算額 | | | 決算額 | 不要額 | 説明 |
|--------------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------------------|
| | 当初予算額 | 補正流用額 | 現計予算額 | | | |
| 1 事務費 | 140,000 | 0 | 140,000 | 105,216 | 34,784 | |
| 旅費 | 8,000 | 0 | 8,000 | 0 | 8,000 | |
| 消耗品費 | 10,000 | 0 | 10,000 | 7,380 | 2,620 | DVD/CDプレーヤー 等 |
| 印刷製本費 | 30,000 | 0 | 30,000 | 20,240 | 9,760 | 封筒印刷費 等 |
| 食糧費 | 5,000 | 0 | 5,000 | 0 | 5,000 | |
| 通信運搬費 | 7,000 | 0 | 7,000 | 5,096 | 1,904 | 郵送用切手代 等 |
| 負担金 | 80,000 | 0 | 80,000 | 72,500 | 7,500 | 名古屋国際センター 等 |
| 2 会議費 | 10,000 | 0 | 10,000 | 0 | 10,000 | |
| 3 総会費 | 80,000 | 1,000 | 81,000 | 80,300 | 700 | 名入れフリクションマーカー |
| 4 事業費 | 1,863,000 | 0 | 1,863,000 | 486,178 | 1,376,822 | |
| 多文化共生部会活動費 | 683,000 | 0 | 683,000 | 220,930 | 462,070 | 日本語教室運営、スピーチコンテスト 等 |
| 広報・渉外部会活動費 | 500,000 | 0 | 500,000 | 219,178 | 280,822 | 広報誌作成 等 |
| 友好親善部会活動費 | 580,000 | 0 | 580,000 | 46,070 | 533,930 | 英会話講座 |
| 観光・経済交流部会活動費 | 100,000 | 0 | 100,000 | 0 | 100,000 | |
| 5 予備費 | 30,000 | △ 1,000 | 29,000 | 0 | 29,000 | |
| 合計 | 2,123,000 | 0 | 2,123,000 | 671,694 | 1,451,306 | |

※ 科目相互間の流用はできるものとする。

次年度繰越金

収入合計 2,169,647 - 支出合計 671,694 = 1,497,953

現金保管状況

蒲郡信用金庫 1,255,496 + 三菱UFJ銀行 242,457 = 1,497,953

令和2年度蒲郡国際交流協会収入支出決算明細(前年度比較)

(収入)

(単位:円)

| 科目 | 金額 | 前年度決算額 | 前年度比較 | 内 訳 | 備考 |
|-----------------|-----------|-----------|----------|---|---|
| 1. 会費 | 684,000 | 672,000 | 12,000 | 団体会員 360,000 個人会員 324,000 | 10,000 × 36 団体 2,000 × 162 人 |
| 2. 負担金 及び補助金 | 752,000 | 980,851 | -228,851 | 蒲郡市負担金 500,000 日本語学習支援基金助成金 196,000 英会話教室負担金 56,000 | 22,000 × 8 ヶ月 20,000 × 1 ヶ月 2,000 × 4 人 3,000 × 16 人 |
| 3. 諸収入 | 11 | 18,005 | -17,994 | 利息 11 | |
| 4. 前年度繰越金 | 733,636 | 666,455 | 67,181 | 前年度繰越金 733,636 | |
| 計 | 2,169,647 | 2,337,311 | -167,664 | | |

(支出)

(単位:円)

| 科目 | 金額 | 前年度決算額 | 前年度比較 | 内 訳 | 備考 |
|--------|---------|-----------|----------|--|---|
| 1. 事務費 | 105,216 | 76,040 | 29,176 | 旅費 0 消耗品費 7,380 印刷製本費 20,240 食糧費 0 通信運搬費 5,096 負担金 72,500 | DVD/CDプレーヤー 等 封筒印刷費 等 郵送用切手代 等 名古屋国際センター 等 |
| 2. 会議費 | 0 | 0 | 0 | | |
| 3. 総会費 | 80,300 | 86,048 | -5,748 | 総会経費 80,300 | 名入れフリクションマーカー |
| 4. 事業費 | 486,178 | 1,441,587 | -955,409 | 多文化共生部会活動費 220,930 広報・渉外部会活動費 219,178 友好親善部会活動費 46,070 観光・経済交流部会活動費 0 | 日本語教室運営、スピーチコンテスト 等 広報誌作成 等 英会話講座 等 |
| 5. 予備費 | 0 | 0 | 0 | | |
| 計 | 671,694 | 1,603,675 | -931,981 | | |

収支差引残高 1,497,953 円

※ 科目相互間の流用はできるものとする。

現金保管状況

蒲郡信用金庫 1,255,496 + 三菱UFJ銀行 242,457 = 1,497,953

蒲郡国際交流協会

会 長 小池 高弘 様

監 査 報 告

令和2年度蒲郡国際交流協会収支決算書及び証拠書類の内容について、監査いたしましたところ、いずれも適正に処理されていることを認めましたので報告します。

令和3年 5 月 20日

蒲郡国際交流協会

監 事 蒲郡商工会議所専務理事

山下英孝

監 事 蒲郡市市民生活部長

飯島伸幸

令和3年度蒲郡国際交流協会役員名簿

| No. | 役員名 | 役職名 | 氏名 | 備考 |
|-----|--------------------|-----------------------|--------|-----------|
| 1 | 会長 | 蒲郡商工会議所会頭 | 小池 高弘 | |
| 2 | 副会長 (会長代行) | 愛知工科大学・愛知工科大学自動車短期大学長 | 大西 正敏 | 新 |
| 3 | 副会長 | 蒲郡市副市長 | 大原 義文 | 新 |
| 4 | 理事 (事務局長) | 蒲郡市観光協会理事 | 本多 宏亘 | |
| 5 | 理事 (多文化共生部会長) | 東三河法人会青年部会顧問 | 水野 順也 | |
| 6 | 理事 (広報・渉外部会長) | 元蒲郡商工会議所青年部会長 | 太田 章男 | |
| 7 | 理事 (友好親善部会長) | 蒲郡国際交流協会ボランティア | 松下 美代子 | |
| 8 | 理事 (観光・経済交流部会長) | 蒲郡市観光協会常務理事 | 高井 知明 | 新 |
| 9 | 理事 | (公財) オイスカ蒲郡推進協議会長 | 飛田 常年 | |
| 10 | 理事 | 蒲郡市議会文教委員長 | 伊藤 勝美 | 新 |
| 11 | 理事 | 蒲郡市教育委員会教育長 | 壁谷 幹朗 | |
| 12 | 理事 | (一社) 蒲郡青年会議所理事 | 堀井 惇平 | 新 |
| 13 | 理事 | 蒲郡信用金庫総務部長 | 渡邊 明寿 | |
| 14 | 理事 | 蒲郡建設業協同組合理事長 | 鈴木 正 | |
| 15 | 理事 | 蒲郡市農業協同組合専務理事 | 木村 秀昭 | 新 |
| 16 | 理事 | 蒲郡市文化協会会長 | 中村 達 | |
| 17 | 理事 | 蒲郡マリンライオンズクラブ会長 | 加藤 寿則 | 新 |
| 18 | 理事 | 蒲郡ライオンズクラブ会長 | 小林 みさ子 | 新 |
| 19 | 理事 | 蒲郡ロータリークラブ会長 | 本多 宏亘 | 新 (兼務) |

| No. | 役員名 | 役職名 | 氏名 | 備考 |
|-----|-----|-----------------------|-------|----|
| 20 | 理事 | 蒲郡市観光協会副会長 | 安藤 壽子 | |
| 21 | 理事 | 愛知県ホテル旅館生活衛生同業組合蒲郡支部長 | 市川 行雄 | |
| 22 | 理事 | 蒲郡港運協会会長 | 河瀬 治喜 | 新 |
| 23 | 理事 | 蒲郡市総代連合会副会長 | 山口 修 | 新 |
| 24 | 理事 | 社会教育委員 | 堀井 道子 | |
| 25 | 理事 | 愛知工科大学名誉教授 | 太田 博 | |
| 26 | 監事 | 蒲郡商工会議所専務理事 | 山下 英孝 | |
| 27 | 監事 | 蒲郡市市民生活部長 | 飯島 伸幸 | |

(1) 会則第8条に基づく名誉会長及び名誉副会長

- ・名誉会長 蒲郡市長 鈴木 寿明
- ・名誉副会長 蒲郡市議会議長 大向 正義

(2) 会則第9条に基づく顧問

- ・愛知県議会議員 飛田 常年

※ 団体役員にあつては、本年度の総会において改選があれば変更あり

第3号議案

令和3年度蒲郡国際交流協会部会別事業計画

- 1 多文化共生（部会）事業
 - ・日本語教室
 - ・在住外国人相談及びサポート
 - ・情報交換会（予定）
 - ・外国人のための税務相談会
 - ・在住外国人との交流
 - ・在住外国人スピーチコンテスト
 - ・日本語能力試験受験料補助
 - ・多文化共生推進プランの策定 等
- 2 広報・渉外（部会）事業
 - ・機関紙の発行
 - ・助成支援
 - ・30周年記念事業（*1）等
 - ・会員の募集活動の強化
 - ・各種講座、イベント等の割引
- 3 友好親善（部会）事業
 - ・語学教室
 - ・その他友好親善交流
 - ・国際理解事業
 - ・30周年記念事業（*1）等
- 4 観光・経済交流（部会）事業
 - ・SNSを利用したFIT（*2）向けの販促
 - ・令和2年度制作のインバウンド向け動画を活用したオンラインプロモーション
 - ・その他観光・経済交流 等

*1 蒲郡国際交流協会は平成4年2月に設立され、今年度で設立30周年を迎えます。本来であれば今年度に設立30周年記念式典を実施するところではありますが、新型コロナウイルス流行の収束が見通せないところでもありますので、令和4年度に開催を予定します。令和3年度は準備等を実施していきます。

*2 団体旅行やパッケージツアーを利用することなく個人で海外旅行すること。

※各部会において、令和3年度実施事業の決定及びスケジュールの作成を行うとともに、予算調整を行う。尚、新型コロナウイルス感染拡大の収束（終息）時期により、計画が変更になる場合があります。

令和3年度蒲郡国際交流協会月別事業計画

| 月 | 事業内容 | 月 | 事業内容 |
|----|---|-----|---|
| 4月 | ・日本語教室 | 10月 | ・日本語教室 ・オジヨの英会話講座 ・第12回蒲郡市日本語スピーチコンテスト（10月24日） |
| 5月 | ・日本語教室 | 11月 | ・日本語教室 ・タガログ語会話教室 |
| 6月 | ・日本語教室 ・理事会（書面決議） ・総会（中止） | 12月 | ・日本語教室 ・機関紙「FRIENDSHIP No. 13」発行 ・タガログ語会話教室 ・多文化共生部会 情報交換会（予定） |
| 7月 | ・日本語教室 ・サマースクール（大塚教室） | 1月 | ・日本語教室 ・第12回東三河日本語スピーチコンテスト（1月30日） |
| 8月 | ・日本語教室 ・サマースクール（大塚教室） ・ふれあい活動参加（大塚教室） ・オジヨの英会話講座 | 2月 | ・日本語教室 ・外国人のための税務相談会 |
| 9月 | ・日本語教室 ・オジヨの英会話講座 | 3月 | ・日本語教室 |

※ 計画の詳細は、各部会調整会議で決定するものとする。

令和3年度蒲郡国際交流協会収入支出予算(案)

(収入)

(単位:円)

| 科目 | 金額 | 前年度予算額 | 前年度比較 | 内 訳 | 備 考 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|--|---|
| 1. 会費 | 620,000 | 616,000 | 4,000 | 会費 団体会員 300,000 個人会員 320,000 | 10,000 × 30 団体 2,000 × 160 人 |
| 2. 負担金 及び補助金 | 1,104,000 | 773,000 | 331,000 | 負担金及び補助金 蒲郡市負担金 800,000 語学講座負担金 70,000 日本語学習支援基金助成金 234,000 | 2,000 × 35 人 22,000 × 2 ヶ月 19,000 × 10 ヶ月 |
| 3. 諸収入 | 47 | 364 | -317 | 諸収入 利息等 47 | |
| 4. 前年度繰越金 | 1,497,953 | 733,636 | 764,317 | 前年度繰越金 | |
| 計 | 3,222,000 | 2,123,000 | 1,099,000 | | |

(支出)

(単位:円)

| 科目 | 金額 | 前年度予算額 | 前年度比較 | 内 訳 | 備 考 |
|--------|-----------|-----------|-----------|--|--------------------------|
| 1. 事務費 | 140,000 | 140,000 | 0 | 事務費 旅費 8,000 消耗品費 10,000 印刷製本費 30,000 食糧費 5,000 通信運搬費 7,000 負担金 80,000 | |
| 2. 会議費 | 10,000 | 10,000 | 0 | 会議等経費 | |
| 3. 総会費 | 500,000 | 80,000 | 420,000 | 総会経費 | 30周年記念事業関連 費(記念品等)を含む |
| 4. 事業費 | 2,542,000 | 1,863,000 | 679,000 | 事業費 多文化共生部会活動費 700,000 広報・渉外部会活動費 1,142,000 友好親善部会活動費 600,000 観光・経済交流部会活動費 100,000 | 30周年記念事業準備 費等を含む |
| 5. 予備費 | 30,000 | 30,000 | 0 | | |
| 計 | 3,222,000 | 2,123,000 | 1,099,000 | | |

科目相互間の流用はできるものとする。

蒲郡国際交流協会会則

GAMAGORI INTERNATIONAL ASSOCIATION (GIA)

(名 称)

第1条 この会は、蒲郡国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、蒲郡市役所（協働まちづくり課）内に置く。

(目 的)

第3条 協会は、多文化共生社会において様々な国籍の市民が、お互いの文化を尊重し、地域の一員として支え合い、ともに豊かな地域生活を送ることができるよう時代に則した活動を行う。また、国内外の外国人との交流を通して親善を深め、蒲郡市の国際化を推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 多文化共生の地域づくり推進
- (2) 外国文化の理解、国際的な市民意識の高揚
- (3) 国際文化・スポーツイベントの実施
- (4) ホームステイ・ホームビジットの推進
- (5) 国際交流ボランティア活動の推進
- (6) 地域の国際交流団体の活動支援
- (7) 世界平和・地球環境保護等グローバルな問題の意識啓発
- (8) 海外との経済交流の促進
- (9) その他協会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 会員は、第3条の目的に賛同する団体及び個人とする。

- 2 会員の資格の取得は、入会手続きが完了したときとする。
- 3 会員の資格の喪失は、会員から退会の申し出のあったとき、第1項の団体及び個人が解散または死亡したとき並びに会員が会費を納入しなかったときとする。

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長（内1名を会長代行とする。） | 2人以上3人以下 |
| (3) 理事（会長及び副会長を含む。） | 15人以上40人以下 |
| (4) 監事 | 2人 |

2 役員は、総会において選任する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

5 役員は、その任期満了後においても後任の役員が就任するまでの間なおその職務を行う。

6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐する。会長が不在、もしくは事故があるときは、会長代行がその職務を行う。

3 理事は、第14条に基づく事項を協議、執行する。

4 監事は、協会の会計の状況を監査する。

(名誉会長及び名誉副会長)

第8条 協会に名誉会長及び名誉副会長を置く。

2 名誉会長は、蒲郡市長をもって充てる。

3 名誉副会長は、蒲郡市議会議長及び蒲郡商工会議所会頭をもって充てる。

(顧問)

第9条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱し、理事会に出席して意見を述べることができる。

(部会)

第10条 本会の事業を円滑に推進するため、協会に次の部会を置く。

- (1) 多文化共生部会
- (2) 広報・渉外部会
- (3) 友好親善部会

(4) 観光・経済交流部会

- 2 部会の長は、会員の中から会長が選任する。
- 3 部会の長は、部会の執行の責任者とする。

(事務局)

第11条 協会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び事務局次長並びにその他の職員を置く。

- 2 事務局長は、会員の中から会長が選任する。
- 3 事務局長は、会長の指示の下、各部会の執行を総理する。
- 4 事務局次長は、協働まちづくり課長をもって充てる。
- 5 事務局次長は、会長の指示の範囲内で事務局長の職務を代理する。

(会 議)

第12条 会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。
- 3 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催する。
- 4 総会及び理事会は、会長が招集する。

(総 会)

第13条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 会則の変更に関する事。
 - (2) 予算の議決及び決算の認定に関する事。
 - (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事。
 - (4) その他会長が必要と認める事項に関する事。
- 2 総会の議決を要するものであっても、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により総会に付議することができないときは、理事会の議決をもって総会の議決とみなすことができる。
- 3 会長は、前項の規定により議決した事項については、次期総会において報告しなければならない。

(理事会)

第14条 理事会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (2) 総会に付議すべき議案に関する事。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。

(理事会の定足数)

第15条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第16条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第17条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、会員または理事として、議決に加わる権利を有しない。

(経費)

第18条 協会の活動に要する経費は、会員の会費、負担金、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(経費の執行管理)

第19条 経費の執行管理は、会長が行う。

(会費)

第20条 会員は、会費として、団体にあつては年額10,000円を、個人にあつては年額2,000円を納付するものとする。

2 前項の年額の計算期間は、次条に定める会計年度の区分によるものとし、当該会計年度の中途において会員資格の取得があつた場合においても、年額を納付するものとする。

(会計年度)

第21条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成4年2月26日から施行する。

(役員の特例)

- 2 本会の設立当初の役員は、第6条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。

(会計年度の特例)

- 3 本会の設立当初の会計年度については、第21条の規定にかかわらず、設立の日から平成5年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成12年8月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

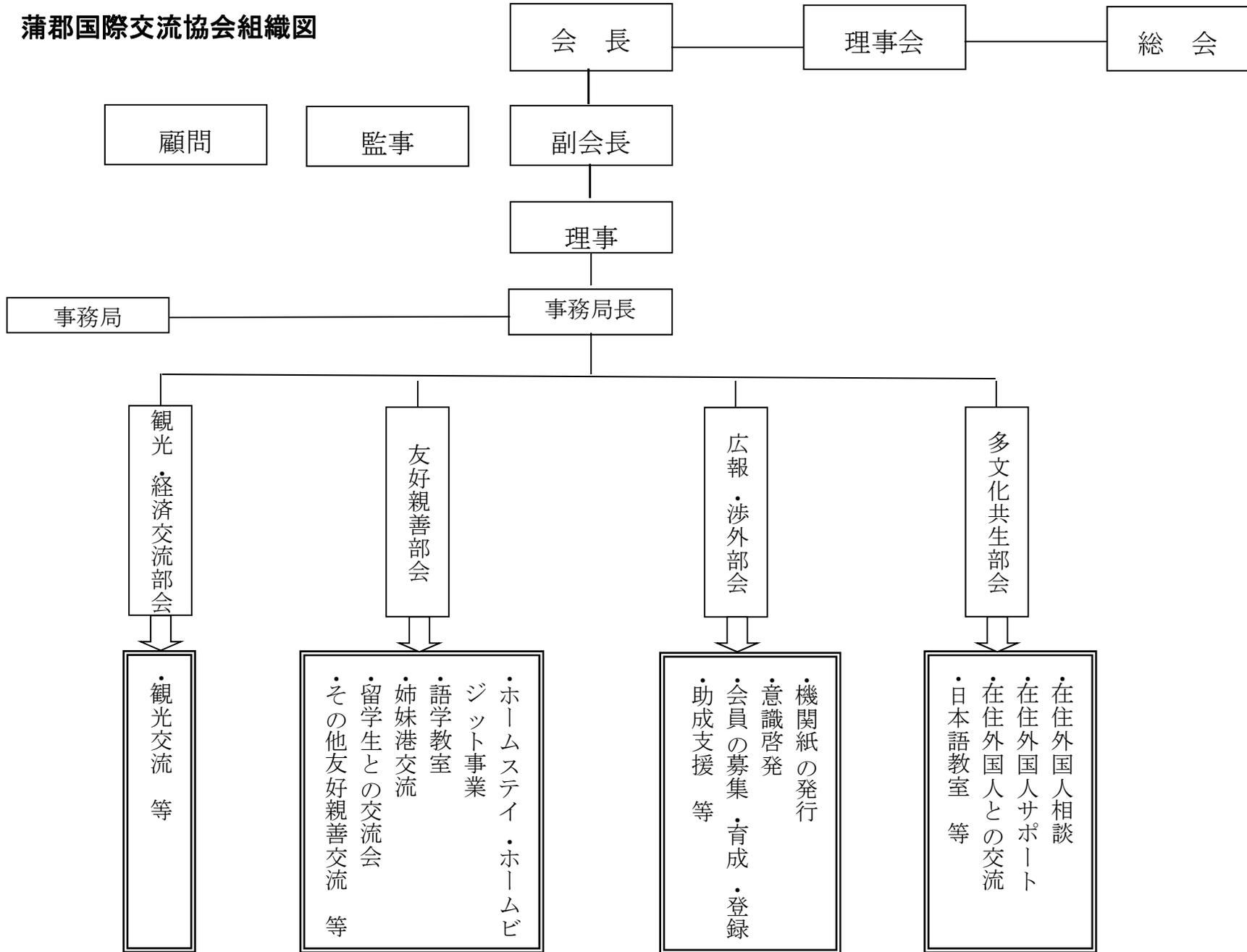
この会則は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和2年4月1日から適用する。

蒲郡国際交流協会組織図





Gamagori International Association

あなたも参加しませんか、手作りの地域国際化

協会ではあなたの個性を生かした活動をしていただき、さまざまな事業を行っております。

ぜひあなたの力を地域国際化に役立ててください。

詳細につきましては事務局までお問い合わせ下さい。

蒲郡国際交流協会事務局

〒443-8601 蒲郡市旭町 17-1 蒲郡市役所協働まちづくり課内

TEL:0533-66-1179 FAX:0533-66-1196